

# あかつき・ひばり園は公設公営で

# 86991筆の請願署名を不採択



市民、全国から届けられた

段ボール箱5箱の86991筆の署名  
③の②のリリいと導者定に、第  
トスティショイ実育実能ビ①なにに  
度ありき、初めに来年

第2に、市は、あかつき・ひばり園の障害児福祉のセンター的役割を維持するとしています。

しかし、センター的役割は、本来行政が責任を持つべきものです。

## 障害児福祉のセンター的役割は 公設公営で行政が責任を持つって

様々な公的機関との連携についても、公設公営の施設として、その中心としての役割を果たすべきであり、指定管理者制度の導入はやるべきです。

第4に、市は、「工  
程表（案）」をしめし、  
来年4月からの指定管理者による施設管理の開始を前提にすすめています。

度ありき、初めに来年  
初めて指定管理者制  
は、すばる・北斗福祉作業所の敷地内に、新たに建物を整備し、市は補助を行うなどとしています。

しかし、施策の充実は、公設公営の施設でも具体化は可能です。そのための努力を尽くしたのかが問われます。

職員、保護者の意見を十分反映し、創意工夫をしながら具現化すべきです。

ひばり園の2014年度からの指定管理者制度導入をやめ、公設公営での継続を求めるもので、昨日までに届けられた署名数は、過去最高の8万6991筆にものぼっています。

多数の市民があかつ・ひばり園の公設公

7月3日、6月市議会定例会最終日本会議で松尾議員は、条例、補正予算、請願に対する賛成討論をおこないました。請願に対する討論部分を紹介します。

請願は、あかつ・ひばり園の2014年度からの指定管理者制度導入をやめ、公設公営での継続を求めるもので、昨日までに届けられた署名数は、過去最高の8万6991筆にものぼっています。

この9万人近い署名を重く受け止め、あかつ・ひばり園は、公設公営で継続すべきです。

第1に、指定管理者制度自体の問題です。経費削減、民間企業参入、収益を可能とするのが、この制度の目的です。

この9万人近い署名を重く受け止め、あかつ・ひばり園は、公設公営で継続すべきです。

第1に、指定管理者制度自体の問題です。経費削減、民間企業参入、収益を可能とするのが、この制度の目的です。

## 障害児施策の根幹を守れ

### 6月議会

### 松尾議員賛成討論



発行  
日本共産党  
寝屋川市会議員団  
824-1181(内線2399)  
FAX 824-7760  
Email:jcpncc@cc-net.or.jp  
No. 2474

太田 とおる  
高柳2-49-2  
TEL 826-1664

田中 ひさ子  
国松町10-36  
TEL 823-1714

中林 かずえ  
宝町4-33  
TEL 839-2289

中谷 光夫  
高宮2-19-5  
TEL 823-5947

松尾 信次  
下木田町12-6  
TEL 821-7427



第6回 あかつ・ひばり園の運営形態の見直し等検討会  
日程 7月18日（木）  
時間 午前10時半～12時  
場所 総合センター4F 研修室  
傍聴ができます。

四月実施ありきの一方的なやり方は容認できません。  
あかつ・ひばり園の問題は、寝屋川の障害児・者施策の今後の方向にかかる重要な問題であり、時間をとつて十分議論すべきです。  
(討論全文はホームページに掲載中)



# 国保・介護・生保、社会保障の充実へ 自治体としての責任を果たせ

次に介護保険料について質問しました。市長が選挙公約で介護保険料の引き下げを約束をしながら、保険料を引き上げた事を指摘し、一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き下げを求めました。

市は「国、府から一般会計からの繰り入れは適切でないとの指導を受けており、一般会計からの繰り入れによる保険料の引き下げは考えていない。」と自らの選挙公約に照らしても大変問題のある答弁をしました。

市は、国、府からの指導を金科玉条のように言いますが、法的には技術的助言に過ぎず、市町村が従う義務のないものです。また、全国で12の自治体で繰り入れが行われており、なんらペナルティが課せられていない事も市



の答弁で明らかになりました。自らの選挙公約を破

ることが当たり前になつてゐる現在の市政のあり方は大変問題です。

この寝屋川民報も選挙に関する報道はできません。みなさんのご理解をよろしくお願ひします。

**太田とある**



7月4日から、参議院選挙が公示されました。

今回の選挙からインターネットを使っての選挙活動が解禁されています。ツイッターやフェイスブックなどを使って自由に選挙活動ができます。

選挙活動の幅が広がることは大変良いことなのですが、もともと自由な選挙活動ができる大きな問題があるのでないでしょうか。

毎週発行しています

うになっています。  
市は今後研究する必要があると答弁をしました。市民の命を守る立場から早急な対応が求められます。

この寝屋川民報も選挙に関する報道はできません。

私も以前から行ってるブログやフェイスブックを活用したいとななかなか更新できませんが、近況をできるだけこまめにアップするように心がけます。

ネット環境のない方には申し訳ありませんが、ぜひ一度のぞいてみて下さい。

6月市議会で太田議員は、国民健康保険、介護保険、生活保護について一般質問をしました。まず最初に、寝屋川市の国民健康保険料が5年連続で引き下げられたことについては一定の評価をしました。その上で、いまだに所得200万円の4人家族のモデルケースで所得の21%の約42万円が保険料となつていることを示し、市の認識を質問しました。

しかし、寝屋川市は、適法に賦課をしたものであるとの認識を繰り返すのみで、自らが課している保険料が重たい負担であるとの認識を示しませんでした。

また、市町村間の国保料の格差が出ることもやむをえないと答弁を感じない今の市政の一端を見ました。次に医療保険に加入できず、病院に行くことができない実態をしながら、寝屋川市の

現在、自治体は日本年金機構と覚書を交わせばその情報を確認することができます。市は無保険の実態を全く把握していない事が明らかとなりました。

すなわち、国保の加入資格がある人が国保に加入をしているかどうか、無保険の実態をつかむことができるよ

## 6月議会 太田議員 一般質問

## 高すぎる国保料引き下げへ

うになっています。

市は今後研究する必

要があると答弁をしました。市民の命を守る立場から早急な対応が求められます。

